

秋田県胃がん検診実施要領の一部改正について

1 改正要旨

- (1) 検診対象者を 40 歳から 50 歳に変更し、検診間隔を 2 年に 1 回とする。
ただし、エックス線検査については 40 歳以上に年 1 回実施しても差し支えないこととする。
- (2) 検査方法に胃内視鏡検査を追加し、実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015 年度版」を参考とすることとする。
- (3) 検診実施機関における画像及び検診結果の最低保存期間を 3 年から 5 年に改めることとする。
- (4) 上記 (1) (2) に伴い、既存の様式例の文言を修正し、胃内視鏡検査用の問診票として様式例 1－2 を追加する。
- (5) 様式例 5 に、精検診断、医療機関名などの項目を追加することとする。
- (6) 様式例 6 の調査項目を、一部変更することとする。

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

※改正要旨中、(1) ～ (4) は平成 28 年 3 月 26 日開催の消化器がん部会において事務局から提案したが、改正が見送られた事項